

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

医療法人社団伸進会六角地蔵整形外科クリニック訪問リハビリテーション事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団伸進会六角地蔵整形外科クリニック（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、適切なリハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 事業は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
2. 事業の対象者は、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者（介護予防にあつては要支援者）とする。
3. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 法人名 医療法人社団伸進会
2. 事業所名称 六角地蔵整形外科クリニック訪問リハビリテーション
3. 所在地 〒188-0004 東京都西東京市西原町5-1-8 西原クリニックビル1F

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

2. 従業者

医師 1名以上

理学療法士等 1名以上

従業者は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日及び年末年始、夏季休業日を除く。
2. 営業時間 午前9時00分から午後5時00分

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付するとともに、当該計画に基づく適切なリハビリテーションを提供する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、下記地域とする。

西東京市全域

東久留米市南町、前沢、南沢、滝山、弥生、八幡町、中央町、幸町、本町、ひばりが丘団地、学園町、浅間町、新川町、東本町、大門町

小平市花小金井、花小金井南町

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は別表1の料金表のとおりとする。
2. 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートルあたり15円を徴収する。
3. 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名・押印）を受けるとする。

(訪問リハビリテーション等の内容)

第9条

1. 訪問リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。
 - (1) 機能訓練
 - (2) 健康状態観察等
2. 事業者は、事業所の医師の診療に基づき、利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載した訪問リハビリテーション計画書等を作成するとともに、訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。
3. 理学療法士等は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

(事故発生時における対応方法)

第10条

1. 理学療法士等は訪問リハビリテーション等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
2. 事業者は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
3. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
4. 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(緊急時における対応方法)

第11条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて 臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(苦情に対する対応方針)

第12条 事業者は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2. 事業者は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(個人情報の保護)

第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後3カ月以内
2. 継続研修 年1回
3. 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
4. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団伸進会横浜権太坂中央クリニックの事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
6. 事業者は、訪問リハビリテーション等の提供に関する記録を整備し、保管する。

別表 1

料金表

令和 8 年 4 月 1 日現在

《負担額の計算方法》

地域単価×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×負担割合 ※（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

なお、実際の請求と料金表の合計とは小数点以下の処理から誤差が発生することがあります。

★訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

【20分毎】

1単位=10.83円（3級地）

区分	1回につき 単位数	1割負担 利用者負担額	2割負担 利用者負担額	3割負担 利用者負担額
要介護1～5	308	333円	667円	1,000円
要支援1～2	298	322円	645円	968円

★訪問リハビリテーションにおける加算

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	
短期リハビリテーション 実施加算	200	216円	433円	649円	1日につき
リハビリテーション マネジメント加算(イ)	180	194円	389円	584円	1月につき
リハビリテーション マネジメント加算(ロ)	213	230円	461円	692円	1月につき
医師がリハビリテーショ ン計画を説明した場合	270	292円	584円	877円	1月につき
事業所の医師がリハビリテー ション計画の作成に係る診療 を行わなかった場合	-50	-54円	-108円	-162円	1回につき
認知症短期リハビリ テーション実施加算	240	259円	519円	779円	1週に2日 まで 1日につき
退院時共同指導加算	600	649円	1299円	1949円	当該退院に つき1回

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。